

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年2月17日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公園施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年12月30日 午後2時頃

2 事故発生の場所

やなぎ公園（つくば市研究学園七丁目55番地）

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■■■（■■■■ 親権者）

4 事故の概要

上記日時、場所において、やなぎ公園の複合遊具で相手方の子が遊んでいたところ、経年劣化した木製遊具に手をつき、左手薬指付近に棘が刺さり、怪我を負

わせたもの。

5 損害賠償額

金4,900円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金4,900円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。